

# 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

## 一 関係政令の整備

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、輸出入等関連業務の範囲を定める等、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うこととする。

(第1条～第12条関係)

## 二 経過措置

1. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の代表取締役等の選定等の決議の認可に関し、必要な事項を定めることとする。

(第13条関係)

2. その他所要の経過措置を定めることとする。

(第14条、第15条関係)

## 三 施行期日

この政令は、平成20年10月1日から施行することとする。ただし、二1.については、公布の日から施行することとする。

(附則第1条関係)